

追手門学院大学経営学会資格等取得表彰制度規程

2005年3月10日

制定

(目的)

第1条 追手門学院大学経営学会の学生会員の資格等の取得を動機付け、追手門学院大学経営学部及び追手門学院大学大学院経済学研究科経営学専攻の学生の資質を一層高めることを通じて、学部、研究科、及び学生に対する学内外からの評価を向上させるために追手門学院大学経営学会資格等取得表彰制度(以下「表彰制度」という。)を設ける。

(支給対象者)

第2条 表彰制度の表彰金支給対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学経営学部の学生(休学期間中も含む)
 - (2) 本学経済学研究科経営学専攻(博士前期課程・博士後期課程)の学生(休学期間中も含む)
 - (3) 第3条で定める特定資格に関しては、本学経営学部の卒業生と本学経済学研究科経営学専攻の修了生についても支給対象者とする。ただし、それぞれ卒業日(修了日)から起算して、原則として5年以内に当該資格試験等に合格が確定した者に限る。
- 2 ただし、前項に該当する者であっても、第5条第1項に該当する資格等の表彰金の支給申請はできない。
- 3 将来、状況に応じて前々項の支給対象者を追加、変更することがある。

(資格等の種別及び表彰金の支給額)

第3条 本制度に特定資格と一般資格とを設ける。また、資格等の重要度及び難易度に応じて、それぞれ表彰金の支給額を別に定める。

(支給対象となる資格等)

第4条 本制度の表彰金の支給対象となる資格等は、別に定める。

- 2 第1項の資格等に該当しない資格等であっても学生(卒業生、修了生)からの問い合わせがあり、かつ本学経営学会が審議の上妥当であると認めた場合に限り、当該資格等に相応の額の表彰金(第3条第1項の中から選択)を支給することがある。
- 3 将来、試験制度の改変、関連資格の新設、受験料の変更、難易度の変化等が生じた場合は、前々項の各内容をそれぞれ追加、変更、削除することがある。

(申請手続)

第5条 第2条の支給対象者の条件を満たした者が前条で定めた資格等に合格し、表彰金の支給を申請する場合は、必要書類を経営学会に提出しなければならない。ただし、表彰金の申請者が第2条の条件を満たす者であっても、申請しようとする資格等が次のいずれかに該当する場合には当該申請を行うことができない。

- (1) 本学経営学部若しくは経済学研究科経営学専攻に入学するまでに受験した資格等
- (2) 合格発表日から起算して原則として1年を超えた資格等

- (3) 2003年4月1日までに合格が確定した資格等
 - (4) すでに一度、本制度に表彰金の申請を行い、表彰金の支給を受けた資格等(ただし、税理士試験等第4条第1項で科目ごとの申請を認めている場合を除く。)
 - (5) 資格等の取得、合格が新規ではなく、更新である場合
- 2 申請者は、次に定める期間中に申請を行わなければならない。
 - (1) 毎年度6月1日から6月14日までの期間(ただし、事務受付日及び事務受付時間内に限る)
 - (2) 毎年度12月1日から12月14日までの期間(ただし、事務受付日及び事務受付時間内に限る)
 - 3 申請者は、前項で指定された申請期間中に次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 資格等取得表彰制度 表彰金支給申請書(所定の様式)
 - (2) 表彰金振込指定口座届
 - (3) 資格等の合格証明書等の原本1部(コピーとの照合にのみ使用。原本の返却が不要な場合を除き、本人に返却)
 - (4) 資格等の合格証明書等のコピー1部(A3サイズを超える場合は縮小コピー可。ただし、原本が返却不要の場合は提出しないでもよい)

4 申請方法及び受理の方法

(1) 在学生の申請方法とその受理

前項で定めた必要書類を添えて申請時の演習担当教員に直接提出する(原則として郵送は認めない)。

演習の指導学生から本制度への申請があった場合、各演習担当教員は、責任を持って必要書類を確認し、資格等の合格証明書等の原本と提出されたコピーとを照合した上で、「資格等取得表彰制度表彰金支給申請書(所定の様式)」の指導教員欄に署名及び押印し、これを受理する。

各演習担当教員は、資格等の合格証明書等の原本を自ら責任を持って指導学生に返却し、当該書類を除いた必要書類を経営学会まで提出する(ただし、原本が返却不要である場合は、原本もあわせて提出する)。

(2) 卒業生(修了生)の申請方法とその受理

卒業生(修了生)については、前項で定めた必要書類を教務課経営学部係まで直接持参し提出する(原則として郵送は認めない)。

教務課経営学部係は、必要書類を確認し、資格等の合格証明書等の原本と提出されたコピーとを照合した上で、これを受理する。

教務課経営学部係は、資格等の合格証明書等の原本を書類の照合後直ちに申請者に返却し、当該書類を除いた必要書類を経営学会まで提出する(ただし、原本が返却不要である場合は、原本もあわせて提出する)。

(審査)

第6条 申請者による申請の可否の最終的な決定は、本学経営学会評議員会で審議を経て行う。また、経営学会会長は、審議結果及び表彰金の支給手続きに対し、最終的な責任を負う。

(支給の方法)

第7条 表彰金は、申請時に指定した申請者本人名義の口座に該当する金額の表彰金を振り込む。

(表彰制度担当者の業務)

第8条 経営学会表彰制度担当者は、受理した申請書類を取りまとめ、経営学会評議員会で申請者の表彰金の支給可否を報告する。また、会計担当者から支払通知書を受け取り、これらを併せて庶務担当者に提出する。なお、表彰金の支給が了承されなかった申請者に対しては、その結果を経営学会長名で所定の文章にし、これを庶務担当者に提出する。なお、本制度における表彰形態は表彰金のみで、原則として表彰状は作成しない。ただし、特定資格に限り、学長、若しくは学会長が妥当と認める場合には表彰状を作成することがある。

(会計担当者の業務)

第9条 経営学会会計担当者は、財務課と協議の上、評議員会での審議結果を受けて、支給対象者への報奨金の振込日を決定する。また、評議員会での審議結果に基づき該当者の表彰金の額を計算し、所定の支払通知書を必要部数作成した上、これを表彰制度担当者に提出する。その他、会計担当者は、データベースへのデータ入力、文章作成等、必要に応じて表彰制度担当者の業務を補佐する。

(庶務担当者の業務)

第10条 経営学会庶務担当者は、表彰担当者から受け取った書類を封入し、郵送先を記入の上、申請者に対して郵送する。また、本制度に申請しようとする者から所定の申請用紙の郵送希望があった場合は、所定の用紙を希望者に対して郵送する。

(補則)

第11条 前条までに予定しない事態が生じた場合は、経営学会評議員会に諮りこれを処理するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、本学経営学会評議員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

2006年3月31日までの申請者に限り、第5条第1項の(2)の適用を免除する。また、2003年度、2004年度内の資格取得者については、第5条第2項にかかわらず、2006年3月31日まで申請を随時受け付ける(2005年度以降の資格取得者については規程通り第5条が適用される)。

別表第1(第3条関係)

資格種別	支給額	表彰金支給対象者
------	-----	----------

特定資格	A	300,000円	本学経営学部学生、経済学研究科経営学専攻大学院生及び本学経営学部卒業、経済学研究科経営学専攻修了後原則として5年以内の者
	B	200,000円	
	C	100,000円	
	D	50,000円	
	E	30,000円	
一般資格	A	100,000円	本学経営学部学生及び経済学研究科経営学専攻大学院生
	B	50,000円	
	C	30,000円	
	D	10,000円	
	E	受験料相当額	

備考：受験料相当額は、100円未満は切り捨てとし、5,000円を限度とする。

別表第2(第4条関係)

系統別	資格種別	資格等の名称	支給額	受験料
経営系	特定資格B	中小企業診断士	200,000円	32,300円
	特定資格C	社会保険労務士	100,000円	9,000円
	一般資格B	CFP全科目合格	50,000円	30,000円
	特定資格C	証券アナリスト 4 科目一括合格(第2次レベル)	100,000円	20,000円
	一般資格A	証券アナリスト 3 科目一括合格(第1次レベル)	100,000円	12,000円
会計系	特定資格A	公認会計士(2次試験合格)	300,000円	9,000円
	特定資格A	税理士試験(全科目一括合格)	300,000円	7,500円
	特定資格D	税理士試験(1科目合格につき)	50,000円	3,500円
	一般資格B	日商簿記検定1級	50,000円	7,410円
	一般資格E	日商簿記検定2級	4,000円	4,080円
	一般資格B	全経簿記能力検定上級	50,000円	7,000円
	一般資格E	全経簿記能力検定(1級 1科目合格につき)	1,500円	1,500円
法律系	特定資格A	司法試験(2次試験合格)	300,000円	11,500円

	特定資格B	司法書士	200,000円	6,600円
	特定資格C	行政書士	100,000円	7,000円
	特定資格A	弁理士	300,000円	12,000円
	特定資格A	不動産鑑定士(2次試験合格)	300,000円	8,100円
	一般資格C	宅地建物取引主任者	30,000円	7,000円
	一般資格D	一般旅行業務取扱主任者	10,000円	6,000円
	一般資格E	国内旅行業務取扱主任者	5,000円	5,800円
	一般資格C	通関士	30,000円	0円
	一般資格D	マンション管理士	10,000円	9,400円
	一般資格B	法学検定1級	50,000円	
	一般資格C	法学検定2級	30,000円	12,600円
	一般資格E	法学検定3級	5,000円	6,300円
	一般資格D	法学検定(法学既修者試験)	10,000円	12,600円
	一般資格C	ビジネス実務法務検定1級	30,000円	10,500円
	一般資格D	ビジネス実務法務検定2級	10,000円	6,300円
	一般資格E	ビジネス実務法務検定3級	4,200円	4,200円
	一般資格B	法科大学院(未修者コース合格)	50,000円	35,000円
情報系	一般資格D	初級システムアドミニストレーター	10,000円	5,100円
	一般資格B	基本情報技術者	50,000円	5,100円
	特定資格C	ソフトウェア開発技術者	100,000円	5,100円
	特定資格C	上級システムアドミニストレーター	100,000円	5,100円
	特定資格C	JITEC(情報処理推進機構)で得られる他の上位資格	100,000円	5,100円
語学系	一般資格A	TOEFL(R) スコア600点以上(PAPER)250点以上(CBT)	100,000円	130USドル

	一般資格A	TOEIC(R) スコア (860 990点)	100,000円	6,615円
	一般資格B	TOEIC(R) スコア (730 859点)	50,000円	6,615円
	一般資格C	TOEIC(R) スコア (650 729点)	30,000円	6,615円
	一般資格A	実用英語技能検定1 級	100,000円	7,500円
	一般資格B	実用英語技能検定準 1級	50,000円	6,000円
	一般資格C	実用英語技能検定2 級	30,000円	4,100円
	一般資格A	通訳案内業	100,000円	7,700円
公務員試験	特定資格B	国家公務員採用(種 試験合格)	200,000円	
	特定資格C	国家公務員採用(種 試験合格)	100,000円	
	特定資格C	国税専門官試験合格	100,000円	
	一般資格B	裁判所事務官(種 試験合格)	50,000円	
	一般資格C	裁判所事務官(種 試験合格)	30,000円	
	一般資格C	家裁調査官補(種 試験合格)	30,000円	
	一般資格A	都道府県及び政令指 定都市職員採用試験 (地方上級)合格	100,000円	
	一般資格B	都道府県及び政令指 定都市職員採用試験 (地方中級)合格	50,000円	
その他	一般資格C	販売士1級	30,000円	7,140円
	一般資格E	販売士2級	5,000円	5,100円
	一般資格E	ビジネス能力検定1 級	5,000円	6,000円
	一般資格E	ビジネス能力検定2 級	3,800円	3,800円

備考：

- 1 司法試験(2次試験合格)は、2004年度現在実施されている試験制度の合格者に限る。
- 2 法学検定1級は、実施され次第、支給対象とする。